

JRCA名古屋オークション 規約

名 称

「JRCA 名古屋オークション」

目 的

会員の相互の親睦を図り、情報と商売の繁栄と市場の円滑、公正かつ健全な運営を目的とする。

消費者、リユース業界の安全、安心の確保、及び、3R リデュース、リユース、リサイクルを促進する。

理 念

売り手よし 買い手よし 世間よし

第1条 《会員資格》

第1項 入会条件 入会については、役員会の承認が必要とする。

第2項 当会員は古物営業法に基づき各都道府県の公安委員会発行の古物商許可証、古物行商認可証取得者に限る。

(古物商許可証の写しを提出しなければならない。)

第3項 会員以外の入場は一切禁止する。

(ただし、当会場の許可を得た方は入場出来る。)

第2条 《開催場所・開催日時》

第1項 開催場所 〒496-0913 愛知県愛西市西條町大池 5 8

第2項 開催日 火 (祝祭日の場合、荷の集荷が少ない場合、年末年始、お盆期間は休会とすることがあります。)

第3項 開始時間 セリの開始時刻は 9 : 00 及び 10 : 00 ~ 終わりまで

第4項 荷入時間 10 : 00 ~ 19 : 00 (来場時は要連絡)

第5項 荷入後の破損盗難災害については、一切会主は責任を負わない。

第3条 《取扱商品》

美術品類・衣類・時計・宝飾品類・自動車・自動車二輪・原付・自転車類・写真機類・事務機器類・機械工具類・道具類・皮革・ゴム製品類・書籍・金券類・その他

第4条 《出品不可能な商品》

会主がオークションにふさわしくないと判断した物品。
古物営業法に違反する物品。

第5条 《取引された商品の保証》

- 第1項 電化品については保証品であることを原則とする。但し、「無保証品」や「見た目品」については、必ず「コンダクター」に前もって申し出ること。保証の期間は、原則として14日間とする。
- 第2項 電化製品以外のものについては、当日以外のクレームは原則として受け付けられない。
- 第3項 返品が起きた場合、買い歩金は売主の負担とする。
- 第4項 原則として、売主はすべての商品を点検し、点検済みシールを貼った商品を出品すること。(代理作業有り)
- 第5項 売主の保証品のクレームが多い場合は、会主の判断で出品を停止、罰則、罰金を与えることができる。

第6条 《会費と取引方法》

- 第1項 入会金 10,000 円
入場料 2,000 円
JRCA 年会費 1,000 円
売り歩 荷代金の8%、貴金属及びブランド品は3%
(販売代理手数料は2%増し)
買い歩 荷代金の5%
入会金及び、年会費については如何なる理由においても返還しない。
- 第2項 セリについては、一切の権限をコンダクターが持ち、コンダクターに対するクレームを受け付けられない。トラブルを起こした者は、コンダクターの権限で退場及び、会主の権限で退会を命ずる事ができる。
- 第3項 セリ荷代金は現金決済とする。
- 第4項 売買を問わず、市場の荷は原則として、セリ終了後3日以内とする。会主の承諾なく、荷を放置した場合は、会主の判断で処分出来る。尚、置代とその処分にかかるゴミ捨て代は、荷主の負担とする。
- 第5項 取引成立前の商品は売主の商品です。落札された時点で購買者の責任となります。取り扱いには十分注意してください。荷の管理は原則として、自己管理とし、盗難紛失破損に対して市場はその責を負わない。
- 第6項 セリ荷は伝票と照合し、荷が会場を出た後のクレームは原則として受け付けられない。
- 第7項 セリ場の運営は当会の選出したコンダクターに一任すること。

- 第8項 セリ荷には必ず出品者の名前、マークをつけ、メーカー名、年式、付属品などの有無を記入すること。つけていない場合には会主売りとする。
- 第9項 セリ荷に最低落札価格がある場合は、事前にコンダクターに申し出ること。最低落札価格がない場合は、セリ人の自由裁量でセリを運行する。
- 第10項 市場に搬入した商品は会主の承諾なく持ち帰ることは出来ない。

第7条 《注意事項》

- 下記項目を十分注意して当オークションにご参加下さい。
- 第1項 ゴミの処分は各自持ち帰ること。不法投棄は罰則と罰金を与えることがある。
- 第2項 買受商品及び、不成立商品など、他人の商品と間違えないよう各自伝票と確認して持ち帰ること。万が一間違って持ち帰った場合は、誤りに気づいた時点で至急当会に連絡すること。連絡しないで荷を取り込んだ場合は、除名処分となります。
- 第3項 オークション閉会後のセリ荷に関する申し立ては、当会では責任を負わない。市場内のトラブルが生じたときは、両者の示談の話をするが、不調の場合は会主の仲裁で決める。
- 第4項 場内に入場する場合は、名札を着用すること。また、車に屋号を明記しておくこと。違反者はセリに参加できないことがある。
- 第5項 会員は市場内での事柄については、会主の指示に従うこと。

第8条 《禁止事項》

- 下記項目に当てはまる行為をした者については、会主の判断で罰金、退場及び今後の市場入場を数ヶ月間断る、又は除名処分にすることができる。
- 第1項 当市場にての商談、個人売買。
- 第2項 荷代金の決済を当日現金で支払わない者。
- 第3項 買受商品を当日市場の承諾なく持ち帰らないこと。
- 第4項 会員及び出品商品を中傷する行為。
- 第5項 当市場に対して不利益、風紀を乱す行為や言動。
- 第6項 近隣の迷惑となる行為（違法駐車、タバコやゴミの投げ捨て、立小便、ガム及びつばの吐き捨て・大声での談笑など）
- 第7項 会場内の喫煙は禁止。会場内での喫煙は場外の決められた場所で喫煙してください。

JRCA 名古屋オークション 代表 藤田 惇
〒496-0913 愛知県愛西市西條町大池 58
TEL : 0567-32-3611 FAX : 0567-69-6911